

横須賀市パートナーシップ宣誓証明の取扱いに関する要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、横須賀市人権都市宣言の理念に基づき、互いに人権を尊重し、多様性を認め合う社会を目指すため、パートナーシップの宣誓証明に係る取扱いについて必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) パートナーシップ 互いを人生のパートナーとし、相互の協力により、継続的な共同生活を行い、又は行うことを約した2人の者の関係をいう。
- (2) 宣誓 パートナーシップにある者同士が、市長に対し、双方が互いのパートナーであることを誓うことをいう。

(宣誓の対象者の要件)

第3条 宣誓をすることができる者は、次の各号のいずれにも該当する者とする。

- (1) 成年であること。
- (2) 本市に住所を有している（本市への転入を予定している場合を含む。）こと。
- (3) 配偶者がいないこと及び相手方当事者以外の者とのパートナーシップがないこと。
- (4) 当事者同士が近親者（直系血族、三親等内の傍系血族又は直系姻族をいう。）でないこと（パートナーシップにある者が養子縁組している場合を除く。）。

(宣誓の方法)

第4条 宣誓をしようとする者は、市民部人権・男女共同参画課の職員へパートナーシップ宣誓書（第1号様式。以下「宣誓書」という。）に自ら記入し、次に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。この場合において、当該宣誓をしようとする者の一方又は双方が自ら宣誓書に記入することができないと市長が認めるときは、これを代筆させることができる。

- (1) 住民票の写し（本市への転入を予定している場合にあつては、その事実が確認できる書類）
- (2) 独身証明書その他これに類する書類

2 市長は、前項の規定により宣誓書を提出した者が本人であることを確認するため、次に掲げる書類のいずれかの提示を求めるものとする。

- (1) 個人番号カード

(2) 旅券

(3) 運転免許証

(4) 前3号に掲げるもののほか、官公署が発行した免許証、許可証又は資格証明証等であって、宣誓をしようとする者本人の顔写真が貼付されたもの

(5) 前各号に掲げるもののほか市長が適当と認める書類

(通称名の使用)

第5条 宣誓をしようとする者は、性別違和等で市長が特に理由があると認める場合は、宣誓書において通称名を使用することができる。

(証明書の交付)

第6条 市長は、第4条第1項の規定により宣誓がなされた場合において、当該宣誓をした者が第3条に掲げる要件を満たしていると認めるときは、パートナーシップ宣誓証明書(第2号様式。以下「証明書」という。)に宣誓書の写しを添付し、当該宣誓をした者に交付するものとする。

(証明書の再交付)

第7条 前条の規定により証明書の交付を受けた者(以下「宣誓者」という。)は、当該証明書を紛失し、き損し、汚損し又は改姓し、若しくは改名したときは、市長に対し、パートナーシップ宣誓証明書再交付申請書(第3号様式。以下「再交付申請書」という。)により、証明書の再交付を申請することができる。

2 市長は、再交付申請書の提出を受けたときは、第4条第1項の規定により提出された宣誓書が保存されている場合に限り、証明書を再交付するものとする。

(証明書の返還)

第8条 宣誓者は、次のいずれかの場合に該当するときは、パートナーシップ宣誓証明書返還届(第4号様式)に証明書を添えて、市長に提出しなければならない。

(1) 当事者の意思によりパートナーシップが解消された場合

(2) 一方又は双方が本市域外に転出した場合(一時的な場合及び双方が次条第1項に規定する届出をした場合であって、本市がパートナーシップ宣誓制度の相互利用に関する協定を締結した他の地方公共団体(以下「相互利用団体」という。)へ転出したときを除く。)

(3) 第3条第3号に該当しなくなった場合

(他の地方公共団体との相互利用)

第9条 宣誓者は、相互利用団体へ転出する場合であって、当該相互利用団体において証明書を継続して使用しようとするときは、パートナーシップ宣誓

証明書継続使用届出書（第5号様式）を市長に提出しなければならない。

2 相互利用団体の長に対し、当該相互利用団体の長から交付された当該相互利用団体のパートナーシップ宣誓制度における証明書等（以下「相互利用団体証明書」という。）を本市において継続して使用する旨の届出をしたものであって、当該相互利用団体からの本市への転入（当事者双方の転入に限る。）をしたものの当該相互利用団体証明書等は、本市において証明書と同様に取り扱うものとする。

3 相互利用団体証明書等の再交付及び返還については、証明書の再交付及び返還の例による。

（その他の事項）

第10条 この要綱に定めるもののほか、この要綱の施行に関し必要な事項は、市民部長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。